

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		基準の遵守義務等
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市消費生活条例
条 項		第 2 3 条
所 管 課		市民局 市民生活部 消費生活総合センター (電話：048-645-3002)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定：(同条例第 2 2 条に基づき、表示等に関し基準を定めた後に、違反の疑いがあれば調査を行い、違反の事実が認められた場合に指導や勧告を行うことを規定しているが、定める基準は想定できるものではなく、その違反についても同様であり、事案ごとの判断が必要なことから一定の基準を設定することは難しい。)
備 考		